10月号 - VOL198

令和7(2025)年9月19日 (毎月1回発行)

地域を応援する マンスリー・レター

発行元:北海道経済部 経済企画課 電 話:011-204-5140

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道雇用労働相談センター、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道などから、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

INDEX 「〇」:募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開		
国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	1	ジェトロ北海道 北海道
新規輸出1万者支援プログラム	2	ジェトロ北海道 北海道経済産業局
令和7年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】	3	北海道
「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について	4	北海道
北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について	5	北海道
北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	6	北海道
道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	7	北海道
【2】経営支援・ものづくり		
令和7年度共同輸配送デジタルマッチングを開始します ~ 物流の見える化による連携促進に関心をもつ事業者を募集します ~ 【新規】	1	北海道経済産業局
事業継続力強化計画 道内企業取組事例・商工会支援事例集を作成しました ~ 認定状況の概要・災害に備える一歩を踏み出すヒント ~ 【新規】	2	北海道経済産業局
中小企業向け"使える!"2025年度経済産業省支援メニューガイドブック	3	北海道経済産業局
「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内	4	中小企業総合支援センター
「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内	5	中小企業総合支援センター
「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内	6	中小企業総合支援センター
「小規模企業者等設備貸与事業」について	7	中小企業総合支援センター
米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【更新】	8	北海道
「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について	9	北海道
中小企業経営相談室のご案内	10	北海道
北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について	11	北海道
【3】融資		
勤労者福祉資金のご案内【更新】	1	北海道
水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】	2	北海道
コストアップに対応する融資制度のご案内【更新】	3	北海道
北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)【更新】	4	北海道
借入金の返済が負担となっている事業者の方へ【更新】	5	北海道
米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【2】-8【更新】に掲載		北海道
【4】雇用の確保		
会社の未来を創る人材戦略ワークショップを開催します 【新規】	1	北海道経済産業局

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)のご案内	2	北海道労働局
雇用調整助成金のご案内	3	北海道労働局
キャリアアップ助成金について	4	北海道労働局
産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)のご案内	5	北海道労働局
人材開発支援助成金について	6	北海道労働局
人材確保等支援助成金について	7	北海道労働局
「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内	8	中小企業総合支援センター
【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】	9	北海道
「人材確保・定着向上セミナー/採用力アップ相談会」及び 「専門家派遣による無料個別支援」のご案内【更新】	10	北海道
特別支援学校企業向け見学会のご案内	11	北海道
地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)地域活性化雇用創造プロジェクトに係る 特例支給のご案内	12	北海道
北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	13	北海道
「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内	14	北海道
労働相談窓口のご案内	15	北海道
【UI」ターン新規就業支援事業】	16	北海道
道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内		
【 5 】人材育成		
中小企業大学校旭川校 10月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】 	2	ポリテクセンター北海道
「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
MONOテク(道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の 令和8年度の訓練生を募集しています!【新規】	4	北海道
能力開発セミナー(10~12月開講予定)のご案内【更新】	5	北海道
洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について ~人材確保支援事業補助金の申請を受付けています~	6	北海道
ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 1 中小企業・工業高校等への実技指導	7	北海道職業能力開発協会
ものづくリマイスター派遣実技指導事業のご案内 2 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設イベントへのものづくリマイスターの 派遣による実技指導	8	北海道職業能力開発協会
ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内3 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する 「ものづくりの魅力」発信	9	北海道職業能力開発協会
ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内 4	10	北海道職業能力開発協会
小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信		
【6】イベント・セミナー		
地域プランド戦略講座を開催します - 北海道の魅力を戦略に、唯一無二の地域ブランドへ ~ 【新規】	1	北海道経済産業局
2025年度 自動車の電動化に向けた競争力強化セミナーを開催します	_	11.34.34 (27.34.4.31)
~電池産業の最新動向、電池パック周辺部品への参入の可能性を紹介~ 【新規】	2	北海道経済産業局
半導体業界への挑戦セミナー 第2弾を開催します	3	北海道経済産業局
~ 3局(北海道・東北・中国経済産業局)合同セミナー ~ 【新規】	<u> </u>	

社労士と労務管理を考えよう!基礎知識セミナー&交流相談会の開催!【新規】	4	北海道雇用労働相談センター	
「ほっかいどう創業者交流会」のご案内【新規】	5	中小企業総合支援センター	
「北海道デジタル化セミナー&EXPO2025」を開催します【新規】	6	北海道	
令和7年度食品表示制度セミナーを開催します【新規】	7	北海道	
【7】その他			
北海道の最低賃金【更新】	1	北海道労働局	
「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2026」の応募商品を募集します【新規】	2	北海道	
「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内	3	北海道	

国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL: 011-261-7434

FAX: 011-221-0973

E-mail: SAP@ietro.go.ip

URL : https://www.jetro.go.jp/hokkaido

<ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております>

Facebook: https://www.facebook.com/jetrohokkaido

メールニュース: https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html

時間

9時00分~17時00分(土日・祝日を除く)

場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

https://www.jetro.go.jp/hokkaido

業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援 商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援 商談会やセミナーなどの情報提供

問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター (TEL: 011 - 261 - 7434)

北海道総合政策部 国際局 国際課 国際企画係 (TEL:011-204-5343)

新規輸出1万者支援プログラム

(ジェトロ北海道・北海道経済産業局)

商工会·商工会議所·中小企業団体中央会·金融機関等の協力を得て、輸出の可能性を秘めた事業者を掘り起こします。

ポータルサイトで登録した中小企業に、個別カウンセリングで最適な支援策を紹介します。

事業スキーム

経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出(越境 EC 含)に挑戦する事業者の掘り起こし、 専門家による事前の輸出相談、 輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助金紹介、 輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援などを一気通貫で実施します。



まずはポータルサイトでご登録〈ださい。 ジェトロ専門家から折り返し連絡して個別にカウンセリングいたします。

対象者	輸出に関心のある事業者
登録及び問合せ先	[登録] 新規輸出 1 万者支援プログラム ポータルサイト https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html [問い合わせ先(ジェトロ本部)] 電話:03-3582-4937 / 03-3582-4938 03-3582-4939 / 03-3582-4940 受付時間:平日 9 時 ~ 12 時/13 時 ~ 17 時(土日、祝祭日、年末年始除く) 【ジェトロ北海道】 電話:011-261-7434 メール:SAP@jetro.go.jp

令和7年度「新商品トライアル制度」認定商品の募集について【新規】

(北海道)

道では、道内中小企業者等の皆様が生産した新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

令和7年度(2025年度)の募集を次のとおり行っていますので、たくさんのご応募をお待ちしております。

募集期間

令和7年(2025年)9月8日(月) ~ 令和7年(2025年)11月14日(金)

応募できる方

次のいずれにも該当する方が応募できます。

- (1) 道内中小企業者等であること。
- (2) 道内で新商品の生産等をする者であること。
- (3) 道税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

認定の要件

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の増進に寄与し、次の要件(抜粋)を全て満たすものです。

- (1) 申請時点において、既に道内で販売され、販売開始から5年を経過していないこと。
- (2) 道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。
- (3) 新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

認定要件の詳細等については、道ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/164881.html



認定のメリット

- (1) 道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品・新役務の調達に努めます。
- (2) 道は、新商品・新役務の販路開拓を促進するため、市町村や民間企業等に対して、新商品等の PR に努めます。
- (3) 道の融資資金(北海道中小企業総合振興資金)において、優遇金利による融資が活用できます。

応募方法

新商品又は新役務ごとに、申請書類をメール又は郵送(持参も可)で提出して〈ださい。 締切日必着申請書類(認定申請書、実施計画書)の様式は、上記に記載している道のホームページで入手できます。

<申請書提出先・お問合せ先>

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

住所:札幌市中央区北3条西6丁目

電話:011-206-0494

 $\hbox{E-mail:} \underline{keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp}$

申請書類をメール又は郵送により受理したときは、5開庁日以内にその旨連絡いたします。 万一連絡がない場合は、お手数をおかけしますが、担当:小笠原まで連絡をお願いします

- <申請書類(各1部提出)>
 - (1) 認定申請書
 - (2) 実施計画書
 - (3) 定款(個人の場合は住民票)
 - (4) 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
 - (5) 新商品等に関する資料(カタログ、写真、プレゼン資料等)

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用 をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形を デフォルメしたもので、 白く柔らかな雪と クリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーは きれいな水と海産物、 グリーンは自然と農産物、 赤は恵み・花・人の温かさ を表しています。

【用 途】

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合 ※海外の飲食店などでもご利用いただけます

【シンボルマークを使用いただく場合】

ご利用を希望される場合は、ホームページに掲載されている所定の様式に必要事項を記載の上、

- 北海道総合政策部国際局国際課までお申し込みください。
- ※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、 使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合政策部国際局国際課

TEL 011-204-5343/FAX 011-232-8870

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsk/symbolmark.html

E-mail: somu.kokusail@pref.hokkaido.lg.jp



◆問い合わせ先

総合政策部国際局国際課(TEL:011-204-5343)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3か月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、 あべのハルカス店、奈良店、仙台店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立ててい ただ〈ためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店、奈良店、仙台店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(あべのハルカス店、奈良店は加工食品のみ)

羽田空港店は有楽町店でのテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

道産品の生産・製造・加工を行っている方

自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

募集期間(R7年度開催分)

テスト販売期間	R7 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(4~6月)	(7~9月)	(10~12月)	(R8.1~3月)
募集期間	1/4~2/20	4/1~5/20	7/1~8/20	10/1~11/20
,	(募集は終了しました)	(募集は終了しました)	(募集は終了しました)	10/1~11/20

申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードして〈ださい)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み〈ださい。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々を応援するための 北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々が、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PRができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、 自6道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して 販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限ります。)

実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。

(毎週水~火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)

(3)備え付けの販売台1~2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

募集期間(R7年度開催分)

開催期間	R7 第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
募集期間	(4~6月)	(7~9月)	(10~12月)	(R8.1~3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10~1/10 (募集は終了しました)	3/10~4/10 (募集は終了しました)	6/10~7/10 (募集は終了しました)	9/10~10/10

申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ·輸出先国の各種規制·制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業

筡

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて・見本市、商談会に関する情報等

農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省:TEL 03-6744-7185 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html

ジェトロ:TEL 03-3582-5646 https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri foods/

酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、

是非お問い合わせください。

問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

令和7年度共同輸配送デジタルマッチングを開始します

~ 物流の見える化による連携促進に関心をもつ事業者を募集します ~ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、農林水産省北海道農政事務所、国土交通省北海道開発局・北海道運輸局、北海道とともに、事業者の輸送情報を活用して物流効率化に繋げる「共同輸配送デジタルマッチング事業」を開始し、本事業に登録する事業者を広〈募集します。

本事業は 2024 年度に、行政主導の取組としては「全国初の試み」として実施し、2025 年度は長期間の実証期間を設け、更なる共同輸配送の推進を目指します。

事業概要

【事業内容】共同**輸配送デジタルマッチングによる動向分析・効果検証**

混載や帰り便の貨物手配などの共同輸配送に取り組む意向をもつ事業者を対象として、システム上で共同輸配送のデジタルマッチングを促すためのサービスを提供するとともに、北海道内における輸送情報の集約化・データ化を行う。

本事業を通じて得られた物流データ等を活用し、共同輸配送等の動向およびデジタルマッチングに関する効果検証を行う。

【募集対象】共同輸配送等の意向をもつ製造・卸売・小売業等すべての荷主事業者、運送・倉庫 業等の物流事業者 等

【登録費】 無料

【事業期間】2025年8月26日(火)~2026年1月30日(金)

【連携先】農林水産省北海道農政事務所、国土交通省北海道開発局・北海道運輸局、北海道

本事業に登録するメリット

- l 共同輸配送デジタルマッチングシステム上で簡易にマッチング候補を検索できる
- マッチング候補事業者の了承のもと、事業者と繋がることができる
- 財がったマッチング候補事業者と直接連絡をとることができる。

登録方法等詳細

登録方法等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

令和7年度共同輸配送デジタルマッチングを開始します

~物流の見える化による連携促進に関心をもつ事業者を募集します~

(北海道経済産業局のウェブサイト)

https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20250826/index.htm

問い合わせ先

traevo noWa デジタルマッチング事務局

TEL: 03-6416-5071 E-mail: ganowa@traevo.jp

事業継続力強化計画 道内企業取組事例・商工会支援事例集を作成しました

~ 認定状況の概要・災害に備える一歩を踏み出すヒント ~ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、9月1日の防災の日に合わせ、道内中小企業の災害対策の意識向上を図るため、「事業継続力強化計画」に関する道内企業取組事例・商工会支援事例集を作成しました。

事例集では、地域中小企業の事業継続力強化計画認定支援に取り組む商工会の活動もあわせて紹介します。

北海道経済産業局では引き続き、支援機関と連携しながら事業継続力強化計画の策定を促進することで、中小企業の防災力向上を図ります。

事例集は、下記ウェブサイトからご覧ください。

事業継続力強化計画 道内企業取組事例・商工会支援事例集を作成しました

~認定状況の概要・災害に備える一歩を踏み出すヒント~(北海道経済産業局のウェブサイト) https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20250826/index.htm

【問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL: 011-709-2311 (内線 2575) E-mail: bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp 中小企業向け"使える!"2025年度経済産業省支援メニューガイドブック

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業の設備投資等をサポートするため、2025年度予算事業を中心とした「中小企業向け"使える!"経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

補助金や税制などについて簡潔にまとめており、手軽に使えるハンドブックです。公募期間や応募先等、未定の情報等は、決まり次第随時更新します。

ダウンロード先

下記、北海道経済産業局のウェブサイトからご覧ください。

https://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課

TEL:011-709-2311(内線:2520)

E-mail: bzl-hokkaido-kikakuchosa@meti.go.jp

「中小・小規模企業生産性向上人材育成事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

道内中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを実践可能な人材の育成を目的に、専門家派遣による経営指導・助言を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

事業内容

あらゆる業種において人手不足が深刻化する中、その対策のひとつとして生産性向上への取り組みが重要となっています

生産性向上に向けた取り組みを実践できる人材を育成するため、生産性向上を図る事業者の皆様に専門家を無料で派遣します。

例えば、

- ・生産性の向上に向けて何から着手すれば良いか分からない
- ・製造工程の見直しにより効率化を図りたい
- ・エネルギーコストの削減を図りたい
- ・省力化機器の導入により従業員の残業を削減したい
- ・労働生産性を向上させたい
- ·5Sや衛生管理の強化によって歩留まりを改善したい
- ・IT化により事務処理の効率化を図りたい
- ·IT機器等の導入で予約業務や店舗のオペレーションを効率化したい

このような課題解決に向けて、社内人材の育成を支援します。

派遣対象者

自社の生産性向上に向けた取り組みを実践可能な人材の育成を目指す道内の中小企業・小規模事業者

専門家派遣回数

1事業者当たり3回程度

派遣コーチ(専門家)

技術士、エネルギー管理士、中小企業診断士、ITコーディネータ、生産管理・現場改善の実践者、衛生管理・品質管理の指導員、ほか

派遣費用

無料

申し込み方法(共通事項)

ホームページに掲載の「専門家派遣申請書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

[札幌本部]	札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
[道南支部]	函館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
[十勝支部]	帯広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
[釧根支部]	釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
[道北支部]	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
[日胆支部]	室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テク/センター内	TEL 0143-47-6410
[オホーツクラ	を部] 北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

ホームページ

https://www.hsc.or.jp

「北海道中小企業新応援ファンド事業」募集のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、新たに道内の創業者、中小企業者等を対象とした北海道中小企業新応援ファンド事業の募集を開始しました。

ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に当センターまでお問い合わせください。

募集期間

2025年8月18日(月) ~ 9月26日(金)

問い合わせ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部

TEL:011 - 232 - 2403 E-mail: <u>iyoseishien@hsc.or.jp</u>

ホームページ

https://www.hsc.or.jp/

中小企業応援ファンド事業メニュー

事 業 名	対 象 者	事業概要	助成限度額	助成率
創業促進支援事業	道内の創業者(1)	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始す	100万円	
		る取組に要する経費の一部を助成します。		
地域資源活用型	道内の中小企業者等	道内の地域資源(3)を活用した新商品・新サービ	150万円	
事業化実現事業	または、農商工連携	スの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた		
	計画認定事業者(一連の取組に要する経費の一部を助成します。		1 / 2 以内
	2)			
製品開発チャレン	道内の中小企業者等	本格開発着手前の事業構想の実現に向けた事前検	50 万円	
ジ支援事業		証・検査・分析等の取組に要する経費の一部を助		
		成します。		

- 1「創業者」とは、道内で1年以内に新規に事業を開始する予定の方又は2024年4月以降に創業した中小企業者をいい ます。
- 2 「農商工等連携事業計画認定事業者」とは、農商工等連携事業計画について国から認定を受けている事業者(計画期間内の事業者に限る。)
- 3「地域資源」とは、次のいずれかに該当するものです。
 - ・地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品、地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景 地、温泉その他観光資源

「伴走型経営力強化支援事業・事業承継促進支援事業による専門家派遣」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターでは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業による「北海道の未来を拓く 創業・経営力強化等支援事業」において、「伴走型経営力強化支援事業」及び「事業承継促進支援事業」を実施します。本事業では、各事業者の経営課題に応じて、専門家派遣等の指導・助言による経営支援を行います。

それぞれの事業内容につきましては、以下をご確認ください。

事業内容

【伴走型経営力強化支援事業】

事業計画策定や販路開拓をはじめ様々な経営課題に対して、センター職員が経営課題を分析・整理した上で、必要に応じて専門家の協力を得ながら、地域支援機関等と連携して課題解決に向けた伴走支援を行います。

支援対象者

創業を予定する個人

道内中小企業·小規模事業者等

【事業承継促進支援事業】

円滑な事業承継を促進するため、当センターに事業承継コーディネーターを配置し、必要に応じて専門家を派遣するなど、事業承継に関する課題の解決に向けた助言・指導による経営支援を行います。

支援対象者

事業承継を計画している中小企業・小規模事業者

事業承継を今後進めたいと考えている中小企業・小規模事業者

派遣内容(共通事項)

それぞれの課題に応じた専門家を派遣します。

【派遣専門家の例】

中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、行政書士、ITコーディネータ、技術士、衛生管理や 品質管理の指導員、フードマイスターなど

専門家派遣回数(共通事項)

1社あたり2回程度

派遣費用(共通事項)

無料

申し込み方法(共通事項)

ホームページに掲載の「相談申込書」にご記入の上、メール、Webフォーム、FAX等でご提出ください。

問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

<u> а шиз Едиал (чог</u>		
[札幌本部] 札	幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階	TEL 011-232-2402
[道南支部] 函	館市梁川町5番10号 プライム函館EAST8階	TEL 0138-86-6695
[十勝支部] 帯	広市西3条南9丁目23番地 帯広商工会議所内	TEL 0155-67-4515
[釧根支部] 釧	路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	TEL 0154-64-5563
[道北支部] 旭	川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	TEL 0166-68-2750
[日胆支部] 室	蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内	TEL 0143-47-6410
[オホーツク支部	3] 北見市北3条東1丁目25番地 北見経済センタービル5階	TEL 0157-31-1123

ホームページ

https://www.hsc.or.jp

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対	掾企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1か月以内に事業開始、または2か月以内に法人設立の具体的な計画のある、 事業を営んでいない個人)		
紋	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 (借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの 借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 (利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 (株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない			
対	対象設備 生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備			
	貸与金額	100 万円以上1億円以下		
	貸与期間	割賦 機械装置等の耐用年数以内で3年から10年(据置1年以内) リース 機械装置等の耐用年数に応じ3年から10年		
貸与条	利 率	割賦 (損料率)年 1.8% ~ 2.0% ()一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能 リース (月額リース料率)0.998% ~ 2.955%		
件	償還方法	割賦 月賦又は半年賦 リース 毎月払い		
	保証金	割賦 貸与金額の5% リース なし		
道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) 連帯保証人 なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場 代表者保証を免除します。		なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、		
申 込 受 付 貸与予定額に達するまでの随時受付		貸与予定額に達するまでの随時受付		
申 込 先 センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます (10 年以		センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を2年延長できます(10年以内)。		

()貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/

問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9月

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

米国の関税引き上げで影響を受ける事業者の方々向け相談窓口のご案内【更新】

(北海道)

道では、米国の関税引き上げに伴い、今後、関連する中小企業者への影響が懸念されることから、影響を受ける関連中小企業者の経営及び金融の相談に対応するための相談窓口を開設しております。

相談窓口の概要

窓口名	米国関税関連中小企業経営・金融特別相談室		
設置場所	道庁(経済部地域経済局中小企業課)(1)		
受付時間	平日の8:45~17:30		
電話番号	011-204-5331(経営相談) 011-204-5346(金融相談)		
メールアドレス	keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp(2)		

1 各総合振興局·振興局(産業振興部商工労働観光課)にも設置しております。 連絡先は下記ウェブページをご覧ください。

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/toiawase.html

- 2 土日・祝日のお問い合わせについてはメールにてお送り〈ださい。 翌開庁日以降に担当課よりご連絡いたします。 具体的なご相談の内容・ご芳名・ご連絡先を必ずご記載〈ださい。
- 3 詳しい情報については、下記ウェブページをご覧〈ださい。

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/218653.html

当面の金融支援(北海道中小企業総合振興資金)

令和 7年(2025年)10月1日現在

	経営環境変化対応貸付	経営環境変化対応貸付 (認定企業)
対象事業者	セーフティーネット保証 売上・利益が減少している方 定業種に属しており、 している方	
融資条件	・最近3か月の売上高(生産高) が前年同期に比べ5%以上減少 ・最近3か月の売上高経常利益率 が前年同期に比べ減少など	・セーフティーネット保証 5 号の 認定を受けたもの 指定業種に属しており、最近 3 か月の売上高等が前年同期 比 5 %以上減少 など
融資利率	1 . 4 % ~ 2 . 0 %	1 . 2 % ~ 1 . 4 %

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346) 各総合振興局·振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「パートナーシップ構築宣言企業」への優遇措置について

(北海道)

北海道では、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい 取引慣行の遵守を宣言する「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している 企業に、以下のとおり優遇措置を講じます。

パートナーシップ構築宣言とは

関係省庁や経済団体等をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されました。 「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の 皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、 「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

< 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト > https://www.biz-partnership.jp/outline.html

北海道におけるパートナーシップ構築宣言企業への優遇措置

項目	優遇措置の内容
低利な道制度融資の対象に追加 (令和5年2月13日~)	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む中小企業 者等を融資対象とした道制度融資の中でも低利な『ス テップアップ貸付「政策サポート」』の融資対象となり ます。
補助金審査時の加点措置 (中小企業競争力強化促進事業費 補助金) (令和5年度~)	北海道産業振興条例に基づき、中小企業者等が新分野・新市場進出等のために行うマーケティングや製品・サービスの開発などに要する経費に対し、補助する事業(中小企業競争力強化促進事業費補助金)の審査時に加点を行います。
総合評価一般競争入札及び随意契約(プロポーザル方式)における加点措置(経済部における契約に限る。) (令和5年度~)	価格のみによって契約の相手方を決定しがたい場合や 契約の性質または目的が競争入札に適しない場合の契約 方法である、総合評価一般競争入札や随意契約(プロ ポーザル方式)の審査時において加点を行います。
官公需における優先発注 (令和5年度~)	道が物品購入や役務・工事を発注する「官公需」において、地域経済に配慮し、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」において、新たに「パートナーシップ構築宣言」に登録・公表している中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるよう定め、関係機関に対して、本方針の趣旨を周知し、同様の配慮を行うよう働きかけます。

詳しくはこちら https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/141713.html

問い合わせ先 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 (TEL:011-204-5331)

中小企業経営相談室のご案内

(北海道)

道では、中小企業等の皆様が持つ様々な経営課題の相談に応じるため、中小企業経営相談室を本庁及び各(総合)振興局に設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡〈ださい。

各相談室連絡先·設置場所

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁(経済部中小企業課)でもご相談を受け付けています。

経営相談:011-204-5331 金融相談:011-204-5346

開設時間

8:45~17:30(平日のみ)

北海道医療大学の移転に関する中小企業等経営・金融特別相談室の設置について

(北海道)

令和5年(2023年)9月27日に北海道医療大学が移転を決定したことに伴い、今後、 商工業者など関連する中小企業者等への影響が懸念されることから、影響を受ける 中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談窓口を設置 しております。

設置場所

石狩振興局産業振興部商工労働観光課内(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館6階)

相談受付時間

平日8:45~17:30

相談内容

経営・金融相談

電話番号

011-204-5827

メールアドレス

ishikari.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

【参考】 当別町、当別町商工会における相談窓口

当別町役場及び当別町商工会に「北海道医療大学移転関連事業者向け相談窓口」が設置されております。

当別町役場

電話番号 0133-23-3129

相談窓口ホームページ

https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/soshiki/syoukou/42606.html

当別町商工会

電話番号 0133-23-2447

商工会ホームページ

https://r.goope.jp/tobetsu/

勤労者福祉資金のご案内 【更新】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

制度の概要

令和7年(2025年)10月1日現在

区分	中小企業等で働く方 非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方			
融資対象	中小企業に勤務する 非正規労働者の方					
	方·NPO、社会福祉 │(有期契約社員、	2年間で通算 12 か月以				
	│法人、医療法人等の│派遣社員、パート社	上勤務している季節労働	企業倒産など事業主の都			
	法人に勤務する方 員、嘱託の方など)	者の方(雇用保険特例受	合により離職した方で、次の			
	ただし、以下の条件に当てはまる方	給資格者)で、次のいずれ	いずれかの要件を備えた方			
	前年の総所得が 600 万円以下(所得	の要件も備えた方	雇用保険受給資格者			
	控除後の金額)の方	前年の総所得が 600				
	前年の総収入が 150 万円以上の方	万円以下(所得控除	明書若しくは確認書の			
	(北海道勤労者信用基金協会の保証	後の金額)の方	交付を受けた方で、求			
	を利用する場合)	前年の総収入が 150	職者登録している方			
	育児・介護休業中の方もご利用いただけ	万円以上の方				
377 A 143 A	ます。					
資金使途	医療、災害、教育(本)					
	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育詞		び子弟の教育訓練に要する			
	す)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費 経費を含みます)、冠婚葬 祭 一般生活費 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日					
5.4次人55	120天田以中		祭、一般生活費 100万円以内			
融資金額	120万円以内		100万円以内			
融資期間	8年以内 (奈児,今鎌仕業者については、仕業期間		5年以内			
	(育児・介護休業者については、休業期間 終了時まで元金据置可、据置期間分延長	8年以内	(6か月以内元金据置可、			
	終」時まてル並掘直り、掘直期间力延長 可)		据置期間分延長可)			
 融資利率	年2.00%(1)	年0.80%				
償還方法		<u> </u>				
信用保証	取扱全融機関の定					
אווייין ני יובו	ないない。					
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が					
	申し込み窓口となっています。					
	申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、					
	申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。					

- 1 育児・介護休業者の場合については、2026年3月末申込受付分まで保証料免除となります。
- 2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧〈ださい。

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346) 各総合振興局·振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

制度の概要

令和7年(2025年)10月1日現在

	マ和 7 中(2023 中)10 月 1 日現住
資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)
	水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方
融資対象	漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方
資金使途	事業資金(設備資金·運転資金)
融資金額	2 億円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)
融資利率	【固定】 1.2%(融資期間5年以内の場合) 1.4%(融資期間10年以内の場合)
	【変動】 1.2%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保·償還 方法	取扱金融機関の定めるところによります
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45% ~ 年 1.90% (9段階)
取扱期間	令和7年(2025年)12月31日まで
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/194824.html

問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346) 各総合振興局·振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューをご用意しております。

制度の概要

令和 7年(2025年)10月1日現在

次人名	経営環境変	化対応貸付		
資金名	融資対象(1)	融資対象(2)[原料等高騰]		
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期 に比べ5%以上減少している方 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期 に比べ減少しており、かつ、前年度の売上 高(生産高)が前々年度の売上高(生産高) に比べ減少している方 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常 利益率が前々年度に比べ減少している方 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同 期に比べ減少している方	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」 又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」)が前年同期に比べ 増加している方 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入する方		
資金使途	事業資金(運転資金·設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金		
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内		
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)		
融資利率	(固定金利) 3年以内 年1.4%、5年以内 1.6、%、 7年以内 年1.8%、10年以内 2.0% (変動金利) 年1.4%(融資期間が3年超の場合に限る)	(固定金利) 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% (変動金利) 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)		
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。			
取扱機関	令和8年(2026年)3月31日まで			
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店 信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合			

上記資金の他にも様々なメニューをご用意しております。詳細については、下記ウェブページをご覧ください。 URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html

問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局·振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)[更新]

(北海道)

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度をご用意しております。

制度概要

令和 7年(2025年)10月1日現在

			√111 + (∠0∠0 +	<u>/ 10 / 1 </u>
目的、用途	貸付メニュー	融資金額	融資期間	融資利率
創業したい、事業開始後5年未満	創業貸付	3,500 万円以内	10 年以内	1.4% ~ 2.0%
事業規模を拡大したい	ステップ アップ 貸付		10 年以内	1.7% ~ 2.2%
食や環境・エネルギーなどの分野における新事業展開に取り組みたい	ステップアップ貸付 【政策サホート】	1 億円以内	10 年以内	1.4% ~ 2.0%
ゼロカーボン・チャレンジャーに登録 した	ステップアップ貸付 【ゼロカーボン】	1 億円以内	10 年以内	1.4% ~ 2.0%
観光施設の新増設、工場や事業 所などの新増設を行いたい	ステップアップ貸付 【観光・企業立地】	8 億円以内 うち運転 2 億円 以内	運転∶10 年以内 設備∶20 年以内 立地∶15 年以内	1.4% ~ 2.0%
事業承継を行いたい	事業承継貸付	1 億円以内	10 年以内	1.4% ~ 2.0%
経営改善や事業再生を図りたい	企業体質強化貸付	1 億円以内	15 年以内	金融機関 所定利率
景気低迷により、売上が減少してい る	売上が減少してい 経営環境変化対応貸付		10 年以内	1.4% ~ 2.0%
原料等価格の高騰の影響を受けて いる	価格の高騰の影響を受けて 経営環境変化対応貸付 【原料等高騰】		10 年以内	1.2% ~ 1.4%
セーフティネット保証制度の認定を受けた	経営環境変化対応貸付 【認定企業】	2 億円以内		
災害により経営に支障が生じている	経営環境変化対応貸付 【災害復旧】	運転 5,000 万円 以内 設備 8,000 万円 以内	10 年以内	1.2% ~ 1.4%
業績向上に向けた取組を行いたい	業績向上応援貸付	3,000 万円以内		
あらかじめ災害に備えたい	防災·減災貸付	1 億円以内	10 年以内	1.4% ~ 2.0%
耐震改修対策に取り組みたい	防災·減災貸付 【耐震改修対策】	16 億円以内	20 年以内	1.3% ~ 1.9%
中小企業者等の方で一般的な事 業資金が必要	一般貸付	8,000 万円以内	10 年以内	1.9% ~ 2.5%
小規模企業者等の方で一般的な 事業資金が必要	小規模企業貸付	5,000 万円以内	運転: 7年以内	
小口零細企業保証制度の対象	小規模企業貸付【小口】	既存の保証付き 残高を含め 2,000 万円以内	制 設備:10年以内 短期(1年以 内)の利用可	1.7% ~ 2.2%

各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/2708shikinmenu.html

借入金の返済が負担となっている事業者の方へ【更新】

(北海道)

道の制度融資では、民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のために借換が可能な融資制度をご用意しております。

- ・借換と同時に新規分を含めた増加融資や複数の道制度融資を一本化できます。
- ・保証の有無にかかわらず道制度融資の既往貸付を借換え可能です。

借換えに活用できる貸付制度

令和 7年(2025年)10月1日現在

貸付制度名		融資対象者の概要	融資金額 融資(据置)		融資利率
			期間		(%)
企業体質強化貸付		事業再生計画を立て、経営の改善に取り 組む方(「経営改善サポート保証」の対 1億円以 象となる方)		15 年(5 年)以 内	金融機関 所定の利 率
経該	営環境変化対応貸付	変化対応貸付 売上の減少等、業況の悪化を来している 方		10 年(2 年)以 内	固定:1.4 ~2.0 変動:1.4
	原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を 来している方	1 億円以内	2	固定:1.2 ~1.4
	認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2 億円以内	10 年(3 年)以 内	~ 1.4 変動:1.2
小夫	見模企業貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人)以 下の小規模企業者の方	5,000 万円 以内	また・7 年	田宝:4.7
	小口	小規模事業者で既往の信用保証協会付き融資残高が 2,000 万円未満である方(小口零細企業保証制度の対象となる方)	2,000 万円 以内	運転:7 年 設備:10 年 (1 年)以内	固定:1.7 ~2.2 変動:1.7

各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346) 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/115975.html

会社の未来を創る人材戦略ワークショップを開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、中小企業・小規模事業者の人材課題解決力向上を 目指し、「会社の未来を創る人材戦略 3STEP プログラム」を実施しています。

このたび、本プログラムの STEP2「人材戦略を検討する機会」として、会社の未来を創る人材戦略ワークショップを開催します。

本ワークショップでは、全3回を通じ、人を活かす人材戦略策定の考え方や手法、ノウハウを提供します。また、参加者同士によるグループワークや専門家からのアドバイスにより、新たな視点を得ることができます。

開催概要

【日時】第1回:2025年9月26日(金)

第2回:2025年10月3日(金)

第3回:2025年10月17日(金) 各回とも15:00~17:00

【場所】TKP 札幌駅カンファレンスセンター(札幌市北区北7条西2-9 ベルヴュオフィス札幌)

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】人材課題を抱える道内中小企業・小規模事業者の経営者・人事担当者 等

【定員】各回 10 社程度

【主催】経済産業省北海道経済産業局

プログラム

第1回:経営戦略と人材戦略

自社の経営課題とその背景にある人材課題を見つめ直すことで、人材戦略の全体を掴み、必要な人材像の明確化を行います。

講師:(株)パソナ JOB HUB ソーシャルイノベーション部 マネージャー 亀井 諭 氏

第2回:人材採用

経営戦略・人材戦略・採用を一気通貫で考え、自社の未来に「本当に必要」な人材の採用の手法と考え方を学び、採用力向上を目指します。

講師:(株)Roufe 代表取締役 柾木 秀雄 氏

第3回:人材定着・活躍

多様な人材が定着・活躍するために必要な手法や、人を活かす仕組みで会社の成長を加速させる具体的な手法と考え方について学びます。

講師:岩田社会保険労務士事務所 所長 岩田 佑介 氏

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

会社の未来を創る人材戦略ワークショップを開催します(北海道経済産業局のウェブサイト) https://www.hkd.meti.go.jp/hokij/20250905/index.htm

申込締切:第1回 2025年9月24日(水)13:00

第2回 2025年10月1日(水)13:00

第3回 2025年10月15日(水)13:00

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)のご案内

(北海道労働局)

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を 出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し 雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

主な受給要件

- 1 助成金の対象となる「出向」
 - (1)出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者(雇用保険被保険者)のスキルアップを目的とする出向が対象。
 - (2)労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。
- 2 対象となる事業主

労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元事業主のみが対象。

独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません。

助成金の支給額

助成率

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額(最長1年まで助成)

- イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額。
- □ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額。出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

上限額

8,870円/1人1日当たり

(1事業所1年度当たり1,000万円まで)

上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額(令和7年8月1日時点)。毎年8月に改正されるためご注意 〈ださい。

上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室 (雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

雇用調整助成金のご案内

(北海道労働局)

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

主な支給要件

- イ 最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- □ 雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上増加していないこと。
- ハ 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- 二 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間中に、支給を受けた直前の判定基礎期間又は支給対象期間の末日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年を超えていること。

受給手続

- イ 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに事前に計画届を 提出することが必要。
- □ 計画届の提出後、対象期間内の各「支給対象期間」ごとに、当該支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に、支給申請書を提出することが必要。

支給額

対象労働者1人1日あたり8,870円が上限です。(令和7年8月1日現在)

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率()	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算額(支給対象者1人1日あたり)	1,200 円	

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは下記の助成率および教育 訓練加算額が適用されます。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10 未満	中小企業	1/2	
1/10 木凋	大企業	1/4	1 200 ⊞
1/10 以上	中小企業	2/3	1,200 円
1/5 未満	大企業	1/2	
1/5 以上	中小企業	2/3	1 900 ⊞
1/5 以上	大企業	1/2	1,800 円

問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和7年7月1日改正)

	助成内容	助 成 額 ()は大企業の額 < >は小規模企業
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規 雇用労働者に転換した場合 (1人当たり)	重点支援対象者 有期 正規: 80万円(60万円) 無期 正規: 40万円(30万円) 上記以外 有期 正規: 40万円(30万円) 無期 正規: 20万円(15万円) 重点支援対象者とは、a~cのいずれかに該当する者 a:雇入れか53年以上の有期雇用労働者 b:雇入れか53年未満で、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下及び 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 雇用された期間が5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区のに転換等した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円)(1事業所当たり1回のみ) 動務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり40万円 (30万円)(1事業所当たり1回のみ)
障害者 正社員化 コース	障害のある有期雇用労働者 等を正規雇用労働者等に転 換した場合 (1人当たり)	重度障害者等 有期 正規: 120万円 (90万円) 有期 無期: 60万円 (45万円) 無期 正規: 60万円 (45万円) 上記以外の障害者 有期 正規: 90万円 (67万5,000円) 有期 無期: 45万円 (33万円) 無期 正規: 45万円 (33万円) 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該 賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改 定 コース	有期雇用労働者等の基本給 の賃金規定等を改定し、3% 以上上昇させた場合 (1人当たり)	賃金を上昇(3%~4%未満)させた場合:4万円 (2万6,000円) 賃金を上昇(4%~5%未満)させた場合:5万円 (3万3,000円) 賃金を上昇(5%~6%未満)させた場合:6万5,000円 (4万3,000円) 賃金を上昇(6%以上)させた場合: 7万円 (4万6,000円) 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 「職務評価」の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に以下の助成額を加算 有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円 (15万円) (1事業所当たり1回のみ)
賃金規定等共 通化 コース	有期雇用労働者等と正規雇 用労働者との共通の賃金規 定等を新たに規定・適用した 場合(1事業所当たり)	60万円(45万円)
賞与・退職金 制度導入 コース	有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入し、 支給または積立を実施した 場合(1事業所当たり)	40万円(30万円) 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万8,000円(12万6,000円)
完増署1	有期雇用労働者等の賃金総額を増加、または週所定労働時間を延長、またはその両方を実施し、新たに社会保険を適用した場合(1人当たり)	6か月ことに10万円 (7万5,000円) 週所定労働時間を延長した場合:30万円 (22万5,000円)
新設] 短時間労働者 労働時間延長	有期雇用労働者等を新たに 社会保険に加入させるととも に、労働時間延長等により収 入増加の取組を行った場合 (1人当たり)	1年目に以下のいずれかの取組みを行った場合: 40万円(30万円) < 50万円 > a労働時間を5時間以上延長 b労働時間を4時間以上5時間未満延長し、賃金を5%以上増加 c労働時間を3時間以上4時間未満延長し、賃金を10%以上増加 d労働時間を2時間以上3時間未満延長し、賃金を15%以上増加 の取組み後、更に以下のいずれかの取組みを行った場合: 20万円(15万円) < 25万円 > a労働時間を更に2時間以上延長 b基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用

問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 (雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL: 011-788-9071

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)のご案内

(北海道労働局)

景気の変動、産業構造の変化等の理由により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が行う、 生産性向上に資する取組等を人材確保・育成の面から効果的に促すため、当該事業主に雇用される労働者の 雇用の安定の確保と新たな人材の円滑な受け入れを支援するものです。

主な受給要件

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の実施する「事業再構築補助金」 1またはものづくり補助金事務局の実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(以下「ものづくり補助金」)」 2の事業計画書の申請を行い、当該ものづくり補助金の交付決定を受けていること。
 - 1 第12回および第13回の「成長分野進出枠(通常類型)」に限る。
 - 2 第17次以降の「製品・サービス高付加価値枠」に限る。
 - 1,2 事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限る。
- 2 対象労働者の雇い入れにあたって、下記の ~ の全ての条件を満たすこと。

雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること。

期間の定めのない労働契約を締結する労働者(パートタイム労働者は除く)として雇い入れること。

交付決定を受けた補助金の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること。

- 3 対象労働者の雇い入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと。
- 4 生産指標が事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の 3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 5 対象労働者については、事業再構築補助金またはものづくり補助金の交付決定を受けた生産性向上等に係る業務に 就〈者であって、次の と に該当する者。

次のaかbのいずれかに該当する者。

- a.専門的な知識や技術が必要となる企画·立案、指導(教育訓練等)の業務に従事する者。
- b.部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者。
- 1年間に350万円以上の賃金(3)が支払われる者。
- 3 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限る。また、助成金の支給については 支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限る。

助成金の支給額

1 助成額

中小企業:250万円/人 4(125万円×2期 5)

中小企業以外:180万円/人 4(90万円×2期 5)

- 4 一事業主あたり5人までの支給に限る。
- 5 雇い入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給。
- 2 助成対象期間

1年間

問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinsangyourenkeiiinzaikakuhotou 00001.html

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識 及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中 の賃金の一部等を助成する制度です。(令和7年4月1日改正)

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象 労働者
人材育成支援コース		
10時間以上の0FF-JT、新卒者等のために実施する0JTと0FF-JTを組み合わせた 訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施する0JTと0FF-JTを 組み合わせた訓練	事業主 事業主団体等	雇用保険 被保険者
教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者がその休暇を 取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険 被保険者
人への投資促進コース 令和4年4月~		
・高度デジタル人材訓練 / 成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練		
・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		
・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	事業主	雇用保険 被保険者
・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練(訓練費用を負担する事業主に対する助成)		
・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者が その休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		
事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月~		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険 被保険者

2 助成額・助成率 ()内は中小企業以外の助成額・助成率

	支給対象となる訓練等		賃金 町 (1人1時間	加成額 引当たり)	経費即	力成率	0JT実施 (1人1コー	
				賃金要件等 を満たす 場合 6		賃金要件等 を満たす 場合 6		賃金要件等 を満たす 場合 6
	人材育成訓練	OFF- JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ¹ 70% ²	60% (45%) ¹ 85% ²	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF- JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
支援	TO COLUMN TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO T	OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
7	有期実習型訓練 3	OFF- JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	-	-
ス	有期关百空訓練	OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
教	教育訓練休暇等付与コース		ı	1	30万円	36万円	ı	-
	高度デジタル人材訓練	OFF- JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練	OFF- JT	1,000円 4	-	75%	-	-	-
人への令	情報技術分野認定実習	OFF- JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
投和 資 4	併用職業訓練	0JT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
促年 進4	定額制訓練	OFF- JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
コ月	自発的職業能力開発 訓練	OFF- JT	-	-	45%	60%	-	-
7	長期教育訓練休暇制度		1,000円 ⁵ (800円)	- ⁵ (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等的	制度	-	-	20万円	24万円	-	-
リスキ	業展開等 Fリング支援 コース 4年12月~ 7	OFF- JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

- 1 正規雇用労働者等の場合の助成率
- 2 非正規雇用労働者の場合の助成率
- 3 正社員化した場合に助成
- 4 国内の大学院を利用した場合に助成
- 5 有給休暇の場合のみ助成
- 6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格 等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、 当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
- 7 令和8年度末までの時限措置

問い合わせ先:

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階)TEL:011-788-9070

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主 に対して助成する制度です

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(令和7年4月1日受付再開)

雇用管理制度(賃金規定制度(中小企業事業主のみ)、諸手当等制度、人事評価制度、 職場活性化制度、健康づくり制度)又は業務負担軽減機器等(従業員の直接的な作業負担を 軽減する機器・設備等)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して 助成します。

【助成金額】

雇用管理制度の導入: 1制度導入につき20<25>万円又は40<50>万円 (上限額80<100>万円)

業務負担軽減機器等の導入:機器等の導入に要した経費の1/2<62.5/100>

(上限額150 < 187.5 > 万円)

(注)上限額は、複数の雇用管理制度又は業務負担軽減機器等を導入した際の助成上限

(注) < >賃金要件が認められる場合の額

中小企業団体助成コース

改善計画の認定を受けた中小企業団体(事業協同組合等)が構成中小企業者のために、 人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成します。

【助成金額】

中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給 (上限額は、団体の規模に応じて600~1,000万円)

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、 外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成します。

【助成金額】

1制度導入につき20万円(上限80万円)

問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

雇用助成金さっぽろセンター 6 階 TEL 011-788-9132

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

「プロフェッショナル人材センター運営事業」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターは、北海道からプロフェッショナル人材センター 運営事業を受託し、企業の成長戦略を実現するため、新たな人材の活用や副業・兼業人材の 活用をご提案する「北海道プロフェッショナル人材センター」を運営しています。

本事業は、人手不足等を課題とする道内中小企業等に対し、道外からの人材誘致を図るためプロフェッショナル人材活用の意欲を喚起し、人材ニーズの掘り起こしを行い、民間人材ビジネス紹介事業者へ取次ぐことで人材の採用をサポートすることを目的とする事業です。

また、本年度よりプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を初めて利用される企業を対象に副業・兼業補助金(副業・兼業活用促進事業)の募集が開始されます。

ご利用を検討される方は、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

運営体制

<札幌本部>

人材戦略マネージャー 榎本 泰己

サブマネージャー 山田 仁美

北海道中小企業総合支援センターの各支部においても相談対応が可能です。

営業時間

月曜日~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)9:00~17:00

問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター((公財)北海道中小企業総合支援センター内)

TEL:011 - 232 - 2405

ホームページ

https://pro-jinzai-hokkaido.jp/

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談〈ださい。

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ·経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

10月の事業所向けセミナー

・人材確保支援セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

魅力ある求人の出し方セミナー	10月21日(火)14:00~15:30
採用力向上セミナー	10月28日(火)14:00~15:30
・ 人材開発・働き方改革セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク	

従業員の人材開発のための支援セミナー	10月7日(火)14:00~15:30
従業員の職場定着、環境整備のための支援セミナー	10月14日(火)14:00~16:00

センター概要

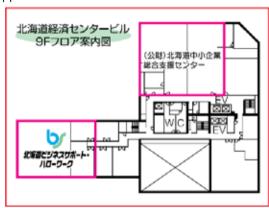
開庁時間:月曜日~金曜日 9:30~17:00(土日祝日及び12/29~1/3 はお休み)

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料





「人材確保・定着向上セミナー/採用力アップ相談会」及び 「専門家派遣による無料個別支援」のご案内 【更新】

(北海道)

道では、道内の事業者の皆さまを対象に、採用プロセスの改善や就業環境の整備など、 人材不足の課題解決を目的とするセミナー・相談会を道内8カ所で開催します。

また、さらに手厚い支援をご希望の事業者様には、専門家派遣による無料個別支援を実施します。

求人票の見直しや面接法、職場定着策など、新たな気づきを得るための情報収集の場として、まずはお気軽にセミナー・相談会にご参加ください。

人材確保・定着支援セミナー / 採用カアップ相談会

【テーマ1】	札幌(1回目)	7月30日(水) 開催終了
理想の採用を実現!	【 対面・WEB 】	キャリアバンク(株) セミナールーム
マッチング精度を高める	旭川	8月28日(木) 開催終了
ための戦略	【 対面 】	旭川市大雪クリスタルホール レセプション室
	函館	10月9日(木)
	【対面】	函館コミュニティプラザ Gスクエア 多目的ホール
【テーマ2】	苫小牧	9月5日(金) 開催終了
企業の魅力を引き出す!	【 対面 】	苫小牧市文化交流センターアイビー・プラザ 学習室3
効果的な企業説明資料の	帯広	11月7日(金) 定員に達したため受付終了
秘訣	【 対面 】	とかち館 丹頂の間
【テーマ3】	岩見沢	9月17日(水) 開催終了
採用難時代に勝つ!	【 対面 】	岩見沢市民会館まなみーる 多目的室 1.2
早期離職を防止する定着	北見	9月26日(金)
促進策	【対面】	北見市民会館 4 号室
	釧路	11月6日(木)
	【対面】	釧路市生涯学習センターまなぼっと幣舞 学習室 601
	札幌(2回目)	11月11日(火) 対面参加は定員に達したため受付終了
	【 対面・ WEB】	キャリアバンク(株) セミナールーム

セミナー: 13:30~15:00、相談会:各セミナー終了後開催

申込方法

次のホームページから申込みいただけます。(詳細もこちら)

https://www.career-bank.co.jp/jinzai_kakuho/



申込締切

各開催日の3営業日前 ただし、定員に達し次第締切りとさせていただきます。

帯広のセミナーは、定員に達したため申込みを締切りました。

札幌(2回目)のセミナーは、対面参加の申込みが定員に達したため、WEB参加への申込みをお願いします。なお、個別相談会希望の方で、対面での参加を希望する場合はご相談ください。

定員

札幌会場:各回20社(先着順)、札幌以外の会場:各回15社(先着順)

専門家派遣による無料個別支援

相談会参加事業者のうち、10 社限定の手厚い支援をご用意。事業者ごとの状況や課題に応じて専門家を派遣します。(「採用力アップ相談会」で申込みいただけます)

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係(TEL 011-251-3896)

今年度も実施します!!

特別支援学校企業向け見学会のご案内

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。 生徒たちが『生活する力』と『働〈力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇 用への理解を深めていただ〈ことを目的としています。 ご都合のよい日程で、ぜひご参加〈ださい!!

開催日程

月日	学 校 (住 所)
9月 3日(水)	札幌あいの里高等支援学校(札幌市北区あいの里4条7丁目1-1)
9月26日(金)	今金高等養護学校(今金町今金454-1)
10月 7日(火)	雨竜高等養護学校(雨竜町字尾白利加92-21)
10月 8日(水)	美深高等養護学校あいべつ校 (愛別町字南町27番地)
10月16日(木)	小平高等養護学校(小平町鬼鹿田代577番地2)
10月24日(金)	札幌市立豊明高等支援学校(札幌市北区西茨戸4条1丁目1-1)
10月27日(月)	伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)
10月30日(木)	札幌稲穂高等支援学校(札幌市手稲区稲穂4条7丁目12-1)
11月 4日(火)	札幌視覚支援学校(札幌市中央区南14条西12丁目1-1)
11月 5日(水)	札幌高等養護学校(札幌市手稲区手稲前田485-3)
11月10日(月)	美深高等養護学校(美深町字西町25番地)
11月11日(火)	千歳高等支援学校(千歳市真々地2丁目3-1)
11月12日(水)	札幌みなみの杜高等支援学校(札幌市南区真駒内上町4丁目7-1)
11月13日(木)	中札内高等養護学校(中札内町東5条南1丁目8番地)
4 校合同開催	中札内高等養護学校幕別分校
	新得高等支援学校
	帯広養護学校
11月20日(木)	新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)
11月27日(木)	白樺高等養護学校(北広島市輪厚621-1)
12月 3日(水)	岩見沢高等養護学校(岩見沢市東町2条8丁目960-3)
12月10日(水)	高等聾学校(小樽市銭函1丁目5番1号)

当日は、概ね10時開始、12時30分頃終了となり、主な内容は、

学校説明 障がい者雇用に関する説明 校内(作業学習)見学 質疑・アンケート等 を予定しています。

参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のいずれかの方法でお申し込み〈ださい。

申込専用サイトでのお申し込みの場合は、下記のウェブサイトにアクセスしてください。

https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=sx8gHn1P

ファックスでお申し込みの場合は、下記ウェブサイトから、参加申込書をダウンロードし、ファックス送信してください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/228865.htm

当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへリンクしていますので、ご覧ください。

お問合せ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 中村

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン) FAX:011-232-1038

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース) 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

(北海道)

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)は、国の指定する雇用情勢の厳しい地域等(同意雇用開発促進地域等)で雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴い道内に居住する求職者を一定条件で雇い入れた事業主に対し、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、国が一定の金額を助成する制度です。

令和7年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業(以下、「地プロ事業」。)に参加する事業主が、所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として、この助成金の特例支給の対象となることができます。

基本支給 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース]厚生労働省北海道労働局、ハローワーク]

助 成 額

設備・整備に要した費用及び対象労働者の増加人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用		対 象 労 働	動者の数	
改旦・空桶に安した負用	3~ 4人	5 ~ 9人	10~19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

本計画の作成に当たっては、北海道労働局の指導を受ける必要がありますので、最寄りのハローワークへ必ずご相談ください。

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。

雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へ

対象地域

振興	駶	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等
空	知	夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、 由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜 町、沼田町
石	狩	石狩市(旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域)、江別市、北広 島市、新篠津村
後	志	なし
胆	振	なし
日	高	なし
渡	島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、 鹿部町、森町、八雲町、長万部町
檜	山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
上	Щ	富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、 幌加内町
留	蓢	羽幌町(焼尻島、天売島の区域)
宗	谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホー	-ツク	なし
+	勝	上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町(旧広尾郡忠類村の区域)、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧	路	厚岸町(小島の区域)
根	室	なし

【道雇用労政課HP】

●特例支給(上乗せ支給額)

地プロ業種上乗せ支給

(**例**)50万円/人×3人 = 150万円

基本支給額(最大3回)に加え、 初回のみ上乗せ支給を受けられます 特例支給は、対象となる業種等の 条件があります。 1事業所あたり20人が上乗せ 支給の上限人数

指定地域 61市町村

【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善 地域または特定有人国境離島等地域】

地域活性化雇用創造

プロジェクト事業に参加すると

道内全域に拡大

北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりございますので、ぜひご活用ください。

企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別 相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の 社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

求職者向け支援メニュー 企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会· 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を 実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方 5 拠点	随時

問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL: 011-209-4510 (月~金10:30~19:00、土10:00~17:00) 日曜·祝日、年末年始除〈。

URL: https://www.jobcafe-h.jp/

「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内

(北海道)

道では、働き方改革に関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

支援内容

1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

[設置場所(16か所)]

- ・経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ·各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- · 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

2 業 務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、毎月1回程度、相談日を 設けて、専門家による相談対応を行います。

専門家による相談については、対面の他、会社または自宅からオンラインによる相談も可能です。 なお、専門家は、厚生労働省北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から 派遣されます。

働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

設置場所	所 在 地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、ハラスメント・労働相談コール及び中小企業労働相談所において、様々な労働問題でお困りの 皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談〈ださい。

ハラスメント・労働相談コール

労働問題の専門家である社会保険労務士が、カスタマーハラスメントを始めとした各種ハラスメント (パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)や労働条件など、様々な労働問題でお困りの方からの 相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

フリーダイヤル 0120-81-6105

相談受付 <月曜日~金曜日> 17:00~20:00

<土曜日> 13:00~16:00

祝日、4月26日~5月6日、8月9日~17日、12月28日~1月4日を除く

中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも労働相談を行っています。

設置箇所	所 在 地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 む3らん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

相談受付 <月曜日~金曜日> 9:00~17:30 (祝日、12月27日~1月4日を除く) 下記ホームページにも掲載しています。

[URL] https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.html

ハラスメント・労働相談コール 北海道



【UIJターン新規就業支援事業】 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人登録のご案内

(北海道)

「UIJターン新規就業支援事業」は、東京圏から移住支援金実施市町村()に移住して北海道が開設するマッチングサイトに掲載された求人広告に移住(予定)者が応募し就職した場合等に、移住者に最大100万円を支給する制度です。

マッチングサイトに掲載する求人広告は一部の大手民間求人サイトにも無料で掲載されます。 是非ご活用ください。

(令和7年度は道内140市町村が実施しています。)

移住支援金の概要(実施市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

東京 23 区から実施市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載している法人に新規就業 した方に移住先の市町村から支給されます

移住支援金は単身 最大60万円、世帯 最大100万円です。

18 歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18 歳未満の者一人につき最大 100 万円を加算する市町村あり

法人等の登録要件(詳細は北海道のホームページの実施要領をご確認ください)

下記のいずれにも該当する法人等であること

官公庁でないこと

- ・ 資本金10億円以上の法人でないこと
- みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

法人等登録の受付



②申請書

③道に申請

(移住支援金特設ページ)



・まずは下記 URL(移住支援金特設ページ)から法人登録マニュアルをダウンロードし、

登録要件をご確認ください。

(URL)https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html

·提出はメール(様式:Excel)にて受け付けます(提出先アドレス 登録マニュアル参照)。

メール提出が難しい場合はご相談〈ださい。

提出先メールアドレス: jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp

問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係(TEL 011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 10月開講講座のご案内 ~中小企業の人材育成をサポート~【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。 今回は、2025年10月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講 をご検討ください。お申し込みは、ホームページからお受けしています。

ご案内

2025年度の下半期カリキュラム(電子ブック版)を公開しています。 資料請求は下記お問い合わせ先まで。 https://inst.smrj.go.jp/files/ebooks/2025/asahikawa2/index h5.html#1

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。 【 公的助成制度 】 https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL: 0166-65-1200 FAX: 0166-65-2190 E-mail: asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、ホームページ(https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html)をご覧下さい。



No.206 社員を守る心の健康づくり講座(苫小牧開催) ~ ストレスから自分と職場を守り、働きがいのある職場へ! ~

この研修では、ストレスについて理解を深めることで、自分自身と職場メンバーをストレスやメンタルヘルス不調から守る手法を学びます。また、心の健康を守るだけでなく、自分自身と職場のエンゲージメント(いきいきと働くこと)を高める方法を学ぶことで、魅力ある働きやすい職場づくりを目指します。

この研修のポイント

- 1.ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、レジリエンスなど、自分自身や職場をストレスから守るための考え方(セルフケア)を学びます。
- 2. 職場やチームメンバーの異変や兆候への気づき方など、ストレスから職場メンバーを守る方法(ラインケア)を学びます。
- 3.ストレスマネジメントに加えて、職場のエンゲージメント(いきいきと働くこと)を高める方法を学びます。

研修期間 10月2日(木)~10月3日(金) 2日間

研修時間 14時間

対象者管理者、新任管理者受講料 22,000円(税込)

講 師 株式会社メンタルケアマネージメント 代表取締役 漆原 達哉 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS252060.html

No.43 ブランディング実践講座(札幌開催) ~ 顧客をファンに変える方法を学ぶ ~

この研修では、ブランディングの理論と進め方を理解した上で、実際に自社のブランディングに取り組むとともに、企業ブランドを新商品開発や人材採用に効果的に活用していく視点と方法を学びます。

この研修のポイント

- 1.口コミ効果を生む為に必要な考えを学びます。
- 2. 他社にない自社独自の"魅力(強み・価値)"を見つける視点と手法を学びます。
- 3. 自社の強みを活かした新商品や新サービス開発のポイントを学びます。

研修期間 10月7日(火)~10月8日(水) 2日間

研修時間 14時間

対象者 経営者、経営幹部 受講料 22,000円(税込)

講 師 株式会社ネイキッド・コミュニケーションズ マネージングパートナー&CEO 高木 陽一郎 氏

株式会社ミズキ 代表取締役 水木 太一 氏 猿田彦珈琲株式会社 代表取締役 大塚 朝之 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250430.html

No. 202 決算書の読み方講座(網走開催) ~ 財務体質を知り、自社の課題を読み取る! ~

この研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から経営体質や 今後の課題などを読み取るポイントについて、モデル決算書を交えて具体的に学びます。

この研修のポイント

- 1.経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやす〈説明します。
- 2.決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい初級者向けの方におすすめの研修講座です。
- 3.決算書を通じた経営状況の把握ができるようになります。

研修期間 10月8日(水)~10月10日(金) 3日間

研修時間 21時間

対 象 者 管理者、新任管理者、その候補者

受 講 料 32,000円(税込)

講 師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS252020.html

No. 23 人材採用·定着の進め方(札幌開催)

~ 期待する人材を採用・定着させる!人材採用と定着の勘所 ~

この研修では、中小企業を取り巻〈雇用環境の変化を踏まえ、自社の求める人材像の変革の必要性を確認し、明確化します。そして、人材の採用・定着を図るためのポイントを押さえた上で、自社の人材採用・定着プランを検討します。

この研修のポイント

- 1. 欲しい人材の獲得や社員の定着に悩んでいる人にお勧めの研修です。
- 2.採用活動における自社のアピール方法を、演習を通じて実践的に学びます。
- 3.人材定着に向けた自社の課題を認識し、必要な取り組みを検討します。

研修期間 10月9日(木)~10月10日(金) 2日間

研修時間 14時間

対象者 経営幹部、管理者 受講料 22,000円(税込)

講 師 社会保険労務士法人トゥービーワーク 代表社員 柳沢 隆 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250230.html

No. 24 次世代トップリーダー研修(札幌開催) ~ 後継者・経営幹部のための経営力強化研修 ~

この研修では、後継者や経営幹部が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて学びます。また、演習を交えて自社の将来のビジョンを描き、今後の組織の成長シナリオや自身の行動目標を検討します。

この研修のポイント

- 1.経営の全体像、自社の経営理念を再確認します。
- 2. 自社の将来ビジョンや自身の行動目標を策定します。
- 3.経営に対する参画意識が高まります。

研修期間 10月15日(水)~10月17日(金) 3日間

研修時間 21時間

対象者 経営幹部、管理者 受講料 32,000円(税込)

講 師 株式会社アイムサプライ 代表取締役 伊豆田 功 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250240.html

Monthly Letter

No. 203 次世代トップリーダー研修(函館開催) ~ 基礎から学ぶ Web マーケティング講座 ~

この研修では、Web サイトを活用した「売れる仕組み」の全体像を理解し、自社の現状を振り返りながら、売上に繋がる Web サイト構築のポイントを学びます。また、Web サイトの効果的な運営だけでなく、Web 広告や SNS 運用などの営業活動との連携方法も学び、自社 Web サイトを活用して売上を向上させるための具体的な道筋を検討します。

この研修のポイント

- 1.インターネットを使ったマーケティングの全体像を理解した上で、自社の認知度向上に繋がる Web サイトの活用手法を学びます。
- 2. Web サイトの改善に必要な自社の魅力を整理し、効果的な伝え方を学びます。
- 3. Web サイトの運営だけでなく、営業活動との連携までを含めて学び、実践できる Web サイト活用のノウハウを身につけます。

研修期間 10月16日(木)~10月17日(金) 2日間

研修時間 12時間

対 象 者 経営者、経営幹部、後継者

受講料 22,000円(税込)

講 師 グローカルマーケティング株式会社 代表取締役 今井 進太郎 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS252030.html

No.25 新任管理者研修(10月開講) ~ 「できる管理者」を目指す人のマネジメント基本講座 ~

この研修では、管理者に求められる役割について理解した上で、管理者として必要となるマネジメントの知識・スキルを学び、自身のリーダーシップ(目標)を設定し、その実現に向けたアクションプランの策定に取り組みます。

この研修のポイント

- 1.新任管理者、リーダーやその候補者に、最適の研修です。
- 2. 管理者に求められる幅広い知識を学び、数々の事例や演習を通じて理解を深めることで、明日からの業務に活かすことができます。
- 3.管理者としての行動計画を作成することによって、自身の成長を促すことができます。

研修期間 10月21日(火)~10月24日(金) 4日間

研修時間 27時間

対 象 者 新任管理者、その候補者

受講料 39,000円(税込)

講 師 株式会社インテレッジ 代表取締役 中小企業診断士 髙橋 正也 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250250.html

No. 26 5 S基礎講座(札幌開催) ~ 5 Sを現場で定着・継続させるポイント ~

この研修では、現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躾(5S)と見える化を実現する手順を学びます。また、インターバルを活用して実際に 5S 活動に取り組むことで、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

この研修のポイント

- 1.5Sの視点で職場の問題点を把握する方法や、現場のムダの見つけ方と排除の仕方が学べます。
- 2.写真等の実例を多用しており、理解を深める事ができます。
- 3. 実際に自社・自部門の現状を持ち寄り、改善のポイントと方法を学び、インターバル期間中に 5S の視点を使った改善を行います。

研修期間 前半:10月21日(火)~10月22日(水) 後半:11月18日(火)~11月19日(水) インターバル4日間

研修時間 27時間

対 象 者 管理者、新任管理者、その候補者

受講料 39,000円(税込)

講 師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 取締役部長 高田 忠直 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250260.html

No.27 DX·デジタル化の進め方 ~ 業務をデジタル化するための第一歩を学ぶ ~

この研修では、DX・デジタル技術の進展が中小企業に与える影響を理解した上で、実際にデジタル技術を活用して成果を上げている中小企業の事例や最新のデジタルツールの活用法を押さえ、自社のデジタル化に向けた構想を検討します。

この研修のポイント

- 1.DX·デジタル化の進展が中小企業に与える影響を理解します。
- 2. 最新のデジタルテク/ロジーと中小企業での活用法が学べます。
- 3. 自社のビジネスモデルや業務プロセスを整理し、デジタル化に向けたイメージを描きます。

研修期間 10月27日(月)~10月28日(火) 2日間

研修時間 12時間

対 象 者 経営幹部、管理者等 受 講 料 22,000円(税込)

講 師 株式会社カレッジフェイス 代表取締役 岩岡 博徳 氏

詳細はこちら

https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2025/AS250270.html



技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】



(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能·技術の習得·向上を目的に"ものづくり分野"を主とした「能力開発セミナー」を2 3日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力 開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

<令和7年度能力開発セミナー開催予定(10月~12月) 受講申込受付中!!>

分野	番号	クロス名 コース名	開催日	定員(人)	受講料 (円)
	1M103	3次元 CAD を活用したソリッドモデリング技術(SolidWorks 編)	10/23-24(12H)	10	11,000
	1M122	板金製作を考慮した板金部品の設計技術	10/28-29(12H)	10	9,000
	1M506	生産現場に活かす品質管理技法 (表計算ソフトによる QC7 つ道具活用編)	10/30-31(12H)	10	8,000
	1M507	実験計画法を活用した生産プロセスと品質の改善 (表計算ソフトによる分散分析と実験計画法編)	11/6-7(12H)	10	12,000
	1M105	3次元 CAD を活用したアセンブリ技術(SolidWorks 編)	11/20-21(12H)	10	11,000
機 械	1M101	<cad 操作を習得したい方=""> 2次元 CAD による機械設計技術(AutoCAD 編)</cad>	12/1-3(18H)	10	11,000
	1M104	3次元 CAD を活用したソリッドモデリング技術(SolidWorks 編)	12/2-3(12H)	10	11,000
	1M106	3次元 CAD を活用したアセンブリ技術(SolidWorks 編)	12/11-12(12H)	10	11,000
	1M108	<加工従事者のための>精密測定技術(長さ測定編)	12/11-12(12H)	8	9,000
	1M111	<フェイスミル使用>フライス盤加工技術(精密六面体加工編)	12/16-17(12H)	6	13,000
	1M102	<より効率的な操作を求める方> 2次元 CAD による機械設計技術(AutoCAD 編)	12/17-19(18H)	10	14,000
	1M112	<エンドミル使用>フライス盤加工技術(はめ合わせ加工編)	12/18-19(12H)	6	14,000
	D212A	実習で学ぶ漏電診断技術 <lgr(ior)方式による漏電検出></lgr(ior)方式による漏電検出>	10/1-2(12H)	12	26,000
	1D308	PLC制御の応用技術(応用命令編)	10/2-3(12H)	10	9,000
	1D322	クラウド活用による loT システム構築技術	10/8-10(18H)	10	13,000
	1D216	人協働ロボット活用技術	10/9-10(12H)	10	8,500
	1D314	実習で学ぶ画像処理・認識技術(Python 編)	10/21-22 (12H)	10	8,500
雷	1D316	機械学習による欠陥検査・物体認識の高度化技術(Python 編)	10/23-24 (12H)	10	8,500
電気·電子	1D203	有接点シーケンス制御の実践技術	11/4-5(12H)	10	8,500
電	1D312	組込みデータベースシステム開発技術	11/13-14(12H)	10	8,500
7	1D317	タブレット型端末を利用した通信システム構築	11/27-28(12H)	10	11,000
	1D320	クラウドコンピューティングにおける要件定義とアーキテクチャ 設計	12/2-4(18H)	10	13,500
	1D305	PLC制御の応用技術(ST編)	12/4-5(12H)	10	9,000
	1D310	PLC によるタッチパネル活用技術	12/11-12(12H)	10	9,000
	1D511	現場のための電気保全技術	12/11-12(12H)	10	8,500
居	1H502	トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	10/18-19(12H)	10	13,000
居住	1H403	実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD 製図支援編)	10/28-29(12H)	10	7,000

会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区二十四軒)です。

【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道) 生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当 (訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html





\6L4. # £ 64. 2 8 1 / ₩ JEED

「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道 労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づ き実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な 知見や/ウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝い します。

<令和7年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付中!!> 1名から受講可能

コース名	開催日	定員 (人)	実施 エリア	実施 会場	受講料 (税込)	受講申込 期限日
業務効率向上のための 時間管理	11/19 (水)	20	札幌	ポリテクセンター 北海道	3,300 円	10/10 (金)
ピボットテーブルを 活用したデータ分析	12/12 (金)	15	札幌	キャリアバンク 高等職業能力開発校	2,200 円	11/5 (水)
管理者のための 問題解決力向上	12/16 (火)	20	札幌	ポリテクセンター 北海道	3,300 円	11/7 (金)

サブスクリプション型訓練のご案内

令和5年度より開始した、eラーニング形式で受講できる生産性向上支援訓練です。

組織力強化のためのマネジメント3コースとITスキルに関する研修動画を、繰り返し受講できます。「研 修を企画したいけれど従業員ごとに勤務時間や忙しい時期が異なる」などの理由で、一堂に会しての研修が難 しい事業所様にお勧めします。

【生産性向上コース】 業務効率向上のための時間管理 成果を上げる業務改善 職場のリーダーに求められる統率力の向上 【DX対応コース】 ITツールを活用した業務改善 A I (人工知能活用) 効率よく分析するためのデータ集計

DX 人材の育成をサポートしています

こんなお悩みありませんか

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいか分からない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールが分からない。

まずはお問合わせください

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等の DX 人材の育成を支援しています。 豊富な全58 コースの中から、企業課題やニーズに合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1~5日間(4~30時間)で設定可能です。
- 1人あたり 2,200 円~6,600 円(税込)で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。(企業に講師を派遣します)

【お問合わせ先】 ポリテク北海道 生産性 Q

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道) 生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958 <機構のホームページURL> https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/



MONO テク(道立高等技術専門学院)及び北海道障害者職業能力開発校の 令和 8 年度の訓練生を募集しています! [新規]

(北海道)

MONO テク(道立高等技術専門学院、全道8学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。

各 MONO テク等では令和 8 年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募〈ださい。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各 MONO テク等にお問い合わせ〈ださい。

また、各 MONO テク等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧〈ださい。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001/



選考日程等

施設	МО	障害者職業能力開発校				
(選考区分)	推薦	選考	一般選考	A日程		
出願期間	令和 7 年 11 月 1 日(土) ~11 月 20 日(木)		令和7年11月21日(金) ~12月10日(水)	令和7年10月1日(水) ~10月21日(火)		
選考日	令和7年11	月 25 日(火)	令和7年12月16日(火)	令和7年11月4日(火)		
応募資格	学校長推薦 令和8年3月高校 等卒業見込みの方	自己推薦 高校等を卒業した方 等	・高校を卒業した方(令和8年3月卒業見込みの方を含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められた方(高卒者と同等以上の技能習得能力を有すると認められる方を含む)・短期課程については、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方			
試験内容	調査書 志望理由書 学力試験(国語、数学)					
	面接試験					
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。					

お問い合わせ先

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
MONO テク札幌 (札幌高等技術専門学院)	065-0027	札幌市東区北 27 条東 16 丁目 1 番 1 号	011-781-5541
MONO テク函館 (函館高等技術専門学院)	041-0801	函館市桔梗町 435 番地	0138-47-1121
MONO テク旭川 (旭川高等技術専門学院)	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
MONO テク北見 (北見高等技術専門学院)	090-0826	北見市末広町 356 番地 1 号	0157-24-8024
MONO テク室蘭 (室蘭高等技術専門学院)	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
MONO テク苫小牧 (苫小牧高等技術専門学院)	053-0052	苫小牧市新開町 4 丁目 6 番 10 号	0144-55-7007
MONO テク帯広 (帯広高等技術専門学院)	080-2464	带広市西 24 条北 2 丁目 18 番地 1 号	0155-37-2319
MONO テク釧路 (釧路高等技術専門学院)	084-0915	釧路市大楽毛南 1 丁目 2 番 51 号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山 60 番地	0125-52-2774
北海道経済部産業人材課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

能力開発セミナー(10~12月開講予定)のご案内【更新】

(北海道)

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、 知識・技能を向上させるための職業訓練(能力開発セミナー)を実施しています。

受講料は無料です(テキスト代等の実費負担あり)。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

R7.10月~12月開講

17.10万 12万田時				施	設	昼 7	刎			訓練	時間	
実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	(該当:)		(該当:)		実施時期		日数	時間	定員
				内	外	昼	夜				5. 5	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	表計算ソフトによる 統計分析科	統計分析	札幌市					R7.10.7	~ R7.10.23	6	12	10
	R P A活用科	RPA活用科	札幌市					R7.11.10	~ R7.11.14	6	12	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	IT活用科	ドローンの活用	利尻町					R7.10.17	~ R7.10.18	2	12	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市					R7.10.14	~ R7.10.29	10	20	10
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7887	自動車整備科 (2級)	整備技術習得講習	苫小牧市					R7.11.13	~ R8.2.27	47	141	20
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科	電気工事応用	帯広市					R7.10.21	~ R7.11.20	10	20	15
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	ビジネスマナー科 (手話通訳対応)	コミュニケーション 基礎	札幌市					R7.10.21	~ R7.11.25	6	12	10

洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保を支援する補助金について ~ 人材確保支援事業補助金の申請を受付けています~

(北海道)

北海道における洋上風力発電に係るサプライチェーンの構築に向け、道内企業の洋上風力発電関連産業への参入を促すことを目的に、洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な知識・技能・資格等の取得による人材確保や技術力強化を支援します。

区分	概要
対象者	道内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者 但し、道外に本社を置く企業の子会社を除く 道税を滞納していないこと。
補助対象事業	自社の従業員に対して洋上風力発電の建設工事やメンテナンス業務等に必要な 専門的知識や技能、資格を取得させるための事業
補助率	1 / 2以内
補助上限額	50 万円以内 / 1 名 応募状況や申請内容によって同一補助事業者につき、事業年度内の上限数を 設ける場合があります。
補助対象経費	研修受講料・教材費、交通費・宿泊料、研修に必要な機器借上費、講師謝金 等

募集期間

令和7年(2025年)4月1日(火)~令和8年(2026年)3月13日(金) 募集期間中であっても、予算がなくなり次第、終了となります。

申請方法

事前相談

交付決定まで時間を要する場合があります。

補助金ご利用の際は、余裕を持って事前のご相談・ご連絡をお願いします。

申請書類の提出

北海道 HP から申請書様式等をダウンロードし、下記申請先に提出して〈ださい。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/163024.html

書面審査 交付決定

申請書提出から交付決定まで、2週間程度要します。

補助対象となる経費は、交付決定後に発生した経費に限ります。

申請・問い合わせ先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 風力係 (担当:清原、押見) TEL 011-204-5327

> ~ 道では洋上風力発電の導入促進に向けセミナー等を開催予定です 本マンスリーレターや当課ホームページ等を通じて、順次、ご案内します~

ものづくりマイスター派遣実技指導事業のご案内1 中小企業・丁業高校等への実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材 育成支援等支援事業を受託し、中小企業・工業高校等へのものづくりマイスターの派遣による 実技指導を行います。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の 人材育成等を図ることを目的とするものです。

- 1 実技指導(派遣)の対象
 - ・中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者)
 - ・業界団体(事業主団体等により設立された認定職業訓練校を含む)
 - ・工業高校等学校(公共職業能力開発施設を除く) の主に15歳から35歳未満の若年技能者
- 2 実技指導の内容
 - ・中小企業・業界団体:・技能検定2級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
 - ・工業高校等学校 :・技能検定3級の実技試験や技能競技大会競技課題を活用した指導
 - ・技能検定3級の受検資格付与に係る指導

(派遣指導の内容は、派遣企業等のニーズに応じて柔軟に設定します。)

- 3 指導回数
 - ・工業高校等の学生

技能検定、ものづくりコンテストなどの競技大会に向けた実技指導:原則10回まで 上記以外の実技指導:原則1回まで

- ・その他の技能者:原則20回まで
- 4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくリマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ:北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL: 011-825-2387 E-mail: shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくリマイスター派遣実技指導事業のご案内2

公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等 民間施設イベントへのものづくりマイスターの派遣による実技指導

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成 支援等支援事業を受託し、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設などで 行われる技能者を育成するイベントにものづくりマイスターを派遣し実技指導します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材 育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施 する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

2 派遣指導の依頼者

派遣指導イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

3 実技指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容 (派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また、指導レベルはものづくりに 対する興味が得られるよう柔軟に設定します。)

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ:北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL: 011-825-2387 E-mail: shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくリマイスター派遣実技指導事業のご案内3

地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 (北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成 支援等支援事業を受託し、地域若者サポートステーション事業の支援対象者を対象とした「ものづ くりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材 育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

地域若者サポートステーション事業の支援対象者

2 派遣指導の依頼者

地域若者サポートステーション事業実施団体

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

ニートの若者を対象としたものづくり体験等 (具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定)

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくりマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ:北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL: 011-825-2387 E-mail: shinkou@h-syokunou.or.jp

ものづくリマイスター派遣実技指導事業のご案内4

小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

(北海道職業能力開発協会)

北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)は、厚生労働省から若年技能者人材育成 支援等支援事業を受託し、小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等を対象とした「も のづくりの魅力」を発信する事業に対し、コーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

この事業は、若者のものづくり離れ、技能離れが課題となっていることから、若年技能者の人材 育成等を図ることを目的とするものです。

1 実技指導(派遣)の対象

小中学校等の児童・生徒、その教師及びその保護者等

2 派遣指導の依頼者

小中学校、児童センター運営者等

3 「ものづくりの魅力」発信の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容 (具体的な内容はニーズに応じて、ものづくりに対する興味が得られるよう設定)

4 経費の負担

北海道技能振興コーナーが、ものづくリマイスターへの謝金・旅費、材料費を負担します。

詳細は下記までご連絡ください。

お問い合わせ:北海道職業能力開発協会(北海道技能振興コーナー)

TEL: 011-825-2387

E-mail:shinkou@h-syokunou.or.jp

地域ブランド戦略講座を開催します

~ 北海道の魅力を戦略に。唯一無二の地域ブランドへ ~ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、北海道内の自治体や生産組合関係者などを対象に、 地域団体商標などの知的財産を活用したブランド形成を支援するため、地域ブランドの構築・ 展開をテーマとした全4回のオンライン講座を開催します。

本事業を通じて、各地域が主体となって魅力や地域資源を「価値」や「ブランド」として戦略的に展開し、地域経済活性化や地方創生につなげることを目指します。

開催概要

【日時】第1回:2025年9月29日(月)14:00~15:45

第 2 回: 2025 年 10 月上旬 第 3 回: 2025 年 10 月下旬 第 4 回: 2025 年 11 月中旬

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】自治体、商工会・商工会議所、地域商社、農協・漁協などの生産組合関係者 等

【参加費】無料

【主催】経済産業省北海道経済産業局

プログラム

第1回:【入門編】地域ブランドの基礎知識

- 14:00~ 地域ブランド保護 / 推進に活用できる法制度の「いろは」 あさかぜ特許商標事務所 所長弁理士 中山 俊彦 氏
- 14:40~ 地域ブランドの考え方とその可能性 (公財)はまなす財団 地域経営アドバイザー 小倉 龍生 氏
- 15:00~ クロストーク:地域ブランド確立プロセスの「理想と現実」 中山氏、小倉氏による地域おこしに必要な要素を議論する「地域活性化トーク」

第2回:地域ブランド×ふるさと納税

第3回:地域ブランド×海外展開 第4回:地域団体商標の取得手法

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

地域ブランド戦略講座を開催します

~北海道の魅力を戦略に。唯一無二の地域ブランドへ~(北海道経済産業局のウェブサイト) https://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20250908/index.htm

申込締切: 2025 年 9 月 29 日 (月) 12:00

問い合わせ先

(株)北海道二十一世紀総合研究所 担当:佐藤・清家・高松

2025 年度 自動車の電動化に向けた競争力強化セミナーを開催します

~ 電池産業の最新動向、電池パック周辺部品への参入の可能性を紹介~ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、道内サプライヤーの電動化対応と事業転換を支援する「ミカタプロジェクト」の一環として、自動車の電動化に向けた競争力強化セミナーを開催します。

本セミナーでは、電池産業の市場動向や、周辺部品および生産・評価設備について解説し、道内サプライヤーが電池周辺部品への参入可能性を探るための具体的な知見獲得を目指します。

開催概要

【日時】2025年10月10日(金)14:00~16:00

【場所】苫小牧市テクノセンター 2階会議室(苫小牧市字柏原 32番地の 27)

【対象】道内自動車産業に関わる企業または参入を目指す企業 等

【定員】30名(先着順、参加無料)

応募者多数の場合は、事務局にて調整する可能性があります。

【主催】経済産業省北海道経済産業局、(一社)北海道機械工業会

【共催】苫小牧市

プログラム

講演:次世代電池の最前線 ~電池パック周辺部品への参入の可能性~

EV の中核部品である電池について、電池構造(円筒型・角型・ラミネート型)の特徴や、周辺部品、関連する生産設備・評価設備について学ぶことで、拡大する電池産業への参入チャンスを広げます。また、早稲田大学における研究開発の最新の取り組みを紹介し、電池産業の最新動向をお伝えします。

講師:早稲田大学 理工学術院総合研究所 招聘研究員 三栗谷 仁 氏

略歴:1980年 松下電器産業(株) 磁気記録事業部 入社。

その後、松下電池工業(株) (現パナソニックエナジー(株)) で EV・民生機器用二次電池の新製品開発・品質管理業務に従事。

2015年からは、早稲田大学ナノライフ創新研究機構に所属し、次世代二次電池の研究開発に従事。

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

2025 年度 自動車の電動化に向けた競争力強化セミナーを開催します

~ 電池産業の最新動向、電池パック周辺部品への参入の可能性を紹介 ~ (北海道経済産業局のウェブサイト)

https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20250905_2/index.htm

申込締切:2025年10月7日(火)

問い合わせ先

(一社)北海道機械工業会 担当:飯田、鈴木

TEL: 011-222-9591

半導体業界への挑戦セミナー 第2弾を開催します

~ 3局(北海道・東北・中国経済産業局)合同セミナー ~ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局と(株)北洋銀行は、東北および中国経済産業局との合同企画として、半導体業界への参入促進を目的としたセミナーを開催します。

本セミナーでは、半導体業界の市場展望や、新規参入を目指す提案企業側に求められる技術要件等の情報に加え、九州の先進中小企業による新規参入の成功事例を紹介します。

また、地元金融機関の視点から見た今後北海道で予想される産業変化の見通しなどについて説明します。

開催概要

【日時】2025年9月29日(月)13:30~15:00(13:00受付開始)

【場所】北洋銀行セミナーホール(札幌市中央区大通西3丁目 北洋銀行本店4階)

【配信方法】Microsoft Teams

【対象】半導体業界に関心を持っている企業、新規参入やビジネス拡大を目指している企業等

【定員】会場:100名、オンライン:定員なし(先着順、参加費無料)

【共催】北海道半導体人材育成等推進協議会(経済産業省北海道経済産業局、(公財)北海道科学技術総合振興センター)(株)北洋銀行

【協力】(一社)北海道新産業創造機構、(一社)北海道機械工業会、(株)商工組合中央金庫、(公財) 北海道中小企業総合支援センター

プログラム

半導体産業で求められる技術と半導体市場の展望

SEMI ジャパン カスタマーサービス部 シニアマネージャー 金子 直樹 氏

TSMC 熊本進出による半導体の嵐!中小企業にもチャンス到来

金剛(株) 代表取締役 田中 稔彦 氏

九州における半導体関連分野を軸とした産業活性化と北海道で期待される産業の変化について (株)肥後銀行 産業イノベーション推進部長 佐藤 岳雄 氏

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

半導体業界への挑戦セミナー 第2弾を開催します

~3局(北海道・東北・中国経済産業局)合同セミナー~(北海道経済産業局のウェブサイト) https://www.hkd.meti.go.jp/hokcm/20250903/index.htm

申込締切: 2025 年 9 月 26 日 (金) 12:00

問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 製造・情報産業課

E-mail: <u>bzl-hokkaido-seizojoho@meti.go.jp</u> TEL: 011-709-2311(内線 2570)

社労士と労務管理を考えよう!基礎知識セミナー&交流相談会の開催! [新規]

(北海道雇用労働相談センター)

北海道雇用労働相談センターは、雇用・労務の"困った"に、無料で寄り添う相談窓口です。

このたび、誰でも参加ができる『社労士と労務管理を考えよう!基礎知識セミナー&交流相談会』を開催することになりました。

『労務管理って何?』

『本業で忙しいから後回し・・・』

ついつい労務管理を疎かにしていませんか?

安定した事業成長には、法令に基づいた労務管理を行い、従業員にとって働きやすい環境を整備することが大切です。

イベントに参加して社労士先生と一緒に労務管理の重要性について考えましょう!

- ◆開催日:2025年10月2日(木)13:00~
- ◆会場:TREE BASE(札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 1-2 木 NINARU BLDG.)
- ◆料金:無料(要申込·先着順)
- ◆人数:先着 20 名
- ◆タイムスケジュール(予定)
 - 13:00~13:30 会場受付
 - 13:30~14:00 労務管理の基礎知識セミナー
 - 14:00~14:10 簡易無料診断ツールの説明・実施
 - 14:15~14:50 社労士とのグループ交流相談会(診断ツール結果を用いて)
 - 14:50~15:00 北海道雇用労働相談センターの紹介(無料相談の予約受付)
- ◆講師:安田聡 先生(社会保険労務士)、背戸美樹 先生(社会保険労務士)
- ◆申込はこちら https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=8UXaNizdH02vE1q-

RrmZIQTbFuuUsjNLnciVbdDv3D5UREpRUVk3MzVY0EZUQlpC0FEwSFhFS1NWRy4u

◆主催:北海道雇用労働相談センター(HECC)

▼北海道雇用労働相談センターとは!?

\ 雇用・労務の"困った"に、無料で専門家がサポート!/ 『北海道雇用労働相談センター(HECC)』が札幌に開所しました!

- ✓ 弁護士·社労士に無料相談 OK
- ✓ オンライン・電話・メールでも対応
- ✓ 英語·中国語等の外国語にも対応!
- ✔相談はすべて無料!
- ✓ 労務や人事、社会ニーズに関するセミナーを毎月開催!

「就業規則って必要?」「労務管理って何をすればいいの?」 そんな疑問や不安、ぜひ気軽にご相談ください! ベンチャー企業や海外からの進出企業の皆様も是非ご活用ください!

- ■相談受付:平日 9:00~17:00
- ■札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 6F
- ■お問い合わせ先:0120-500-470
- ■詳細·ご予約はこちら → https://hokkaido-elcc.mhlw.go.jp/

「ほっかいどう創業者交流会」のご案内【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

当センターでは、創業予定者や創業間もない経営者の人的ネットワーク構築の場となる「交流会」を実施しております。 2025年度は札幌及び室蘭で開催します。

2025年度 ほっかいどう創業者交流会 in 札幌

対象者 道内で最近創業した方、又は創業を予定している方

日 時 2025年11月4日(火)14:00~17:00(13:00~個別相談会 希望者のみ)

場 所 経済センタービル 8F 第3会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

費 用 参加費無料

締 切 募集締切 2025年10月10日(金) 1

<プログラム> 第1部 先輩起業家体験談(京極麦酒 代表 大曲 茂生 氏) 第2部 交流会

下記の申込特設サイトからお申し込みいただ〈か、チラシ裏面の「参加申込書」でお申し込み〈ださい (FAX)。 2

申込特設サイト https://forms.gle/9b6cfCTyGknbf7rV8

交流会チラシ (PDF)

2025年度 ほっかいどう創業者交流会 in 室蘭

対象者 道内で最近創業した方、又は創業を予定している方

日 時 2025年10月25日(土)13:30~16:30

場 所 FKホールディングス生涯学習センター きらん 2F 多目的室(室蘭市中島町2丁目22-1)

費 用 参加費無料

締 切 申込方法等につきましては、後日、当センターHPにてご案内します。

<プログラム> 第1部 先輩起業家体験談

トークセッション(なな色のヒカリ 代表 坂本 陽香 氏、マルクマ 代表 福島 嘉菜恵 氏)

第2部 交流会

問い合わせ先(共通事項)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階 TEL 011-232-2404 E-Mail taiyo@hsc.or.jp

- 1 定員になり次第、申込を締め切らせていただきますので予めご了承〈ださい。 申込受理につきましてはE-Mailにて通知します。
- 2 ご記入いただきました情報につきましては、次の利用目的のみに使用させていただきます。

本交流会の実施、運営

アンケート調査、フォローアップ(施策情報等の周知を含む)

本事業は、公益財団法人全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業を活用して、当センターが実施するものです。

「北海道デジタル化セミナー&EXPO2025」を開催します【新規】

(北海道)

道では道内に拠点を持つ事業者様を対象に、業務のデジタル化への関心を高めていただくことを目的として、デジタル化ツールやサービスの紹介、展示や相談を行う「北海道デジタル化セミナー&EXPO2025」を開催いたします。

このセミナーでは、企業・組織のデジタル化をテーマとした基調講演や、人材採用、労務管理、経理業務、販売管理、顧客管理、AIによる事務自動化等、幅広い業務に関する商品を提供するIT企業による導入事例の紹介や商品展示、中小企業基盤整備機構や北海道ITコーディネータ協議会の専門家による相談対応など、様々な製品・サービスについて理解を深め、相談もできる機会となります。

開催概要

(札幌会場)

【日時】2025年10月22日(水)13:00~18:00

【場所】DO-BOX EAST(札幌市中央区大通東4丁目1番地 北海道新聞社ビル1階)

(函館会場)

【日時】2025年10月28日(火)13:00~18:00

【場所】函館市民会館 3階大会議室(函館市湯川町1-32-1)

(旭川会場)

【日時】2025年11月4日(火)13:00~18:00

【場所】旭川北洋ビル 8階大ホール(旭川市4条通9丁目 1703 番地)

プログラム

道内IT企業による商品・導入事例紹介

人事~販売など多岐に渡る分野の商品と、道内企業への導入事例等を紹介

企業・組織のデジタル化をテーマとした基調講演

で各社から紹介のあった商品の展示や、北海道 IT コーディネータ協議会や中小企業基盤整備機構等の専門家によるデジタル化に関する相談対応

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください。

[URL] https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/dxs/231435.html

問い合わせ先

北海道デジタル化セミナー&EXPO2025事務局(株式会社北海道新聞社内)

メールアドレス: hokkaido-it@hokkaido-np.co.jp

電話番号:011 210 5902(平日 10 時~17 時)

令和7年度食品表示制度セミナーを開催します【新規】

(北海道)

消費者に身近な食を取り扱う事業者にとって、法令に沿った表示となっていることは事業運営の基本です。 改めて食に関連した景品表示法の考え方や改正された食品期限表示設定の考え方について、 消費者庁担当者から解説するセミナーを開催しますので、ぜひご参加ください。

開催概要

【日 時】2025年10月9日(木)14:00~16:30

【開催方法・定員】対面(札幌市)80名 及びオンライン 300名(Zoom ウェビナー)

【会 場】ACU-A大研修室1606(札幌市中央区北4条西5丁目アスティ45 16階) このほか函館、網走、釧路、旭川、帯広にサテライト視聴会場を開設(予定)(定員20名)

【参加対象】道内の食品関連事業者・団体、外食・中食事業者、消費者、行政職員等

【主 催】北海道環境生活部くらし安全局消費生活課

【内 容】

14:00 ~ 15:10

○食品に関連した景品表示法の考え方について

食品関連事業者等が留意すべき景品表示法における表示の考え方とは

表示に関する事項を適正に管理するための必要な体制整備とは等

15:20~16:30

○食品期限表示設定の考え方について

食品表示法の概要や最近の動きは

表示責任者が取り組むべき内容等を盛り込み、R7.3に改正された「食品期限表示設定のための

ガイドライン」の考え方とは 等

申込方法等詳細

以下のウェブサイトをご覧ください

・北海道消費生活課ページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ask/syoku/seminar/index.html

申込締切 2025年10月3日(金)(定員に達し次第、締切)

問い合わせ先

(㈱メガ・コミュニケーションズ(事業受託者) 担当 川口

TEL 011-613-3633

E-mail <u>information@megacom.jp</u>

北海道の最低賃金【更新】

(北海道労働局)

「必ずチェック!最低賃金。」

北海道の最低賃金

地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲			
北海道最低賃金	時間額 1,075 7.10.4発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者 に適用されます。			

特定最低賃金

付止取以貝立		
最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、砂糖・でんぷん 糖 類 製 造 業	時間額 1,048 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 「鉄素形材製造業」及び「その他の 鉄鋼業」を除く	時間額 1,100 6.12.1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する 者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「産業用電気機械器具製造業」「産業用電気機械器具製造業」「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 1,049 6.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業 「木造船製造・修理業」及び「木製 漁船製造・修理業」を除く	時間額 1,040 6.12.1発効	1 18歳末満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する 者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。

- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
- ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
- ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
- ・ 北海道労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku

【最低賃金について】検索



「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード 2026」の応募商品を募集します【新規】

(北海道)

道では、「ゼロカーボン北海道」の実現を食産業においても推進するとともに、消費者の皆様に 食の北海道ブランドの新たな価値を提供するため、「ゼロカーボン北海道への寄与」と「"北海道の 食"としての魅力」の両方を満たす道産食品を表彰しています。

今般、第4回となる「食絶景北海道×ゼロカーボンアワード2026」の応募商品の募集を開始しましたので、対象となる食品の生産または製造(販売)を行う事業者の方は、ぜひご応募ください。

◆募集商品

北海道産の加工食品又は生鮮食品で、 商品の出荷までの過程でCO₂削減に貢献する取組が行われている商品

◆対象となるゼロカーボンの取組例

食品ロス削減、地産地消によるフードマイルの削減、エネルギー利用効率向上の工夫、EVなどの低公害な機器導入、自然冷熱や再生可能エネルギーの利活用、 気候変動に適応した商品企画、温室効果ガス排出量の可視化、 カーボンフットプリントの表示 など

◆募集期間

令和7年(2025年)10月31日(金)まで

- ▶自薦·他薦いずれも申込みが可能です。
- ▶応募申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで送付してください。

◆商品募集チラシ·募集要項·申請書のダウンロード

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/zcaward.html

◆応募書類提出先·お問い合わせ先(事業受託者)

一般社団法人 北海道食品産業協議会 担当:寺西·藤島

メールアドレス: zerocarbonaward@sirius.ocn.ne.ip

〒060-0042 札幌市中央区大通西8丁目2 北大通ビル5階

TEL:011-241-6447

「北海道宿泊税システム整備費補助金」のご案内

(北海道)

北海道宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、北海道宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修等に係る費用の一部を補助します。

北海道宿泊税…北海道宿泊税(令和6年北海道条例第83号)に基づき、ホテルや旅館、 民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税です。

区分	概要				
対象事業者	宿泊税導入に伴い宿泊施設のシステム整備を行う、次の要件を満たす宿泊事業者・道内の宿泊施設で事業を営んでいること。 ・道税(個人道民税及び地方消費税を除く。)を滞納している者でないこと。 ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。				
	宿泊事業者とは…以下のいずれかに該当する事業者 ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2 項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者。 ・住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者。				
申請受付期間	令和 7年(2025年)8月6日(水)~令和7年(2025年)12月26日(金) 当日消印有効				
補助対象経費	北海道宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修、新たなレジシステムの 構築、ハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費				
補助対象例	・レジシステムの改修又は構築 ・ソフトウェア、PC、タブレット、ディスプレイの購入 ・プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入 ・POS レジ、モバイル POS レジの導入及び改修 北海道宿泊税導入に係る経費に限る 交付決定日よりも前に発注・契約・購入を行った経費は補助対象外となります。				
補助率及び 補助限度額	補助率補助対象経費の1 施設当たりの2 分の 1 以内補助限度額				
補助事業 実施期間	交付決定通知後~令和8年(2026年)2月20日(金) 補助事業完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和8年(2026年)2月20日(金)までのうちいずれか早い日までに実績報告書を提出(必着)				

申請方法

北海道ホームページまたは専用ホームページより申請書類をダウンロードし、下記申請先に郵送してください。

専用ホームページ URL: https://hkd-stay-system.jp/

申請・お問い合わせ先

北海道宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局 TEL:011-500-9565 受付時間 平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)

本補助金の詳細については、専用ホームページをご確認ください。